

# *TOYOPET SL KART MEETING*

## *2020茂原WEST CUP*

### *KART RACE*

## 特別規則書

本競技会は、一般社団法人、日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則それに準拠した JAF 国内規則、JAF 国内カート競技規則とその付則、2020 年 SL カート規則及び 2020 年茂原特別規則書に従って開催される。

茂原ツインサーキット

2020  
茂原 WEST CUP  
西コース開催  
日程表

ヤマハ SS／SS レジェンド ヤマハ SS ジュニア  
ヤマハカデットオープン ヤマハレディース  
TIA／ジュニア KT ミーティング MAX ノービス  
レンタルクラス コマーF、EX、

第1戦	3月 1日
第2戦	5月 3日
第3戦	6月 14日
第4戦	8月 16日
第5戦	10月 4日
第6戦	12月 6日

第1戦	A	第2戦	B	第3戦	C
第4戦	D	第5戦	A	第6戦	B

コースレイアウトは付属のコース図をご覧ください。

9月 20 日～9月 21 日 東コース  
全日本カート選手権

★ OK 第5戦 第6戦  
★ FS125、FP3 第3戦  
★ ジュニア選手権 第3戦  
FP ジュニア FP ジュニアカデット

10月 31 日～11月 1 日  
第43回 TOYOPET SL 全国大会  
(ツインリンクもてぎ北コース)

## 第1章 大会開催に関する事項

### 第1条 競技会の名称

TOYOPET SL カートミーティング 2020 茂原ウエストカップカートレース

### 第2条 競技種目

第1種競技車両（2020年JAF国内競技車両に定められる車両）及びリブレ車両、参考車両によるスプリントレース

### 第3条 開催クラスと出場年齢

#### JAF公認競技会

YAMAHA カデットオープン 小学校2年生以上

YAMAHA - TIA ジュニア 小学4年生～中学生

YAMAHA - TIA 小学6年生以上

YAMAHA - SS 小学6年生以上

YAMAHA - SS ジュニア 小学4年生～中学生

YAMAHA - レディス 小学6年生以上

YAMAHA - SS レジェンド 45歳以上

#### オーガナイザーによる参考レース

KT ミーティング 12才以上

MAX ノービス 中学生以上

レンタルクラス 12才以上

コマー60 (エキスパート J-III) 小学校1年生～小学6年生

コマー60 (フレッシュマン J-III) 小学校1年生～小学6年生

コマー60 (エンジョイ J-III) オーガナイザーが認めたもの

### 第4条 開催場所

住所 千葉県茂原市台田640

名称 茂原ツインサーキット 西コース

TEL 0475-25-4433

### 第5条 格式及び開催日

競技会格式 JAF規定によるクローズド格式及びオーガナイザーによる参考レース

YAMAHA - SS クローズド格式

YAMAHA - レジェンド //

YAMAHA - TIA / ジュニア //

YAMAHA - SS ジュニア //

YAMAHA カデットオープン //

YAMAHA レディス //

MAX ノービス //

KT ミーティング //

レンタルクラス 参考レース

コマー 全クラス //

### 第6条 大会競技役員

特別規則書付則にて示す。

## 第2章 参加申込

### 第7条 参加申込は現金書留、又はサーキット受付窓口まで持参すること。

参加申込には参加申込書に漏れなく記入の上、参加料を添えて所定の窓口へ提出すること

### 第8条 参加資格

クローズド格式のドライバーは当該年度有効なSLOメンバーズカード、メンバーズブックSLO安全協力会、加入証を所持していること。（KTミーティングクラス含む）

参考レース：コマー、KTミーティング、レンタルクラス

コマークラスは主催者が認めたもので、親権者が当該年度有効なSLOメンバーズカード、メンバーズブック又はJAFカートライセンス所持者とする。注、カデットオープン参加で満10歳未満の者が会員となる場合は親権者も会員となることが義務付けられる。

※参加するドライバーはSLO安全協会に加入していかなければならない。

※上記に出場するドライバーであまりにも技術レベルが未熟な者または関係者が公序良欲を乱す者に対しては参加を認めない場合がある。

※ピットクルーはドライバー1名につき2名以内とする。

追加する場合は追加ピット登録料、1名1,000円

#### 第9条 参加申込受付期間

大会開催日1週間前を締切日とする。締切日以降のエントリーは遅延エントリー料金3000円が参加料金と別に発生する。

#### 第10条 参加料（ピットクルー1名の登録料含む）

1) YAMAHA - T I A	12,000円
2) YAMAHA - T I A ジュニア	12,000円
3) YAMAHA - S S	12,000円
4) YAMAHA - S S ジュニア	12,000円
5) YAMAHA - S S レジェンド	12,000円
6) YAMAHA レディス	12,000円
7) YAMAHA カデットオープン	12,000円
8) MAX ノービス	10,000円
9) KT ミーティング	10,000円
10) レンタルクラス	5,000円
11) コマーエキスパート	12,000円
12) コマーフレッシュマン	7,000円

全クラス参加者（ドライバー）にはお弁当が付きます。

コマーフレッシュマン、レンタルクラスは付きません。

#### 第11条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して大会事務局より参加受理又は参加拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。
- 3) 参加を受理された後、参加を取り消すものに対して参加料は返還されない。
- 4) 参加料は口頭又は電話、WEB、FAXにて送信した場合も発生する。

##### WEB予約について

- ① サーキットホームページ内にあるWEB予約申込から予約する。
- ② WEB予約終了後 所定の口座に参加費を振込む（手数料は負担ください）

振込先）ちば興業銀行

茂原支店 普通 5928622

有限会社茂原ツインサーキット

※振込名義人は予約番号+名前でお願いします。

例) 12563 モバラタロウ

③ エントリー用紙は受付時に必要となります。ご記入の上 お持ちください。

- 5) 参加料の返金またはキャンセルはできない。キャンセルはリタイア扱いとなる。

### 第3章 競技に関する規定

#### 第12条 公式車両検査

- 1) 「JAF国内カート競技規則」カート競技参加に関する規定第3章に基づき車両検査が行なわれる。この際に非合法な部分がありながらも、技術委員に発見されなかつたとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑惑が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。
- 2) ドライバーは公式車検に立ち会わなければならぬ。その際、服装に関しても「JAF国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定、第3章11条において、技術委員の検査を受けなければならない。
- 3) 競技会に参加するドライバーは全員、計量が行なわれる。
- 4) 音量規制については「JAF国内カート競技車両規則」第23条によるものとし78dB(A) +3dBを越えるものについてはタイムトライアルのタイムに下記の時間が加算される。

音量	加算タイム
81.5dB以上 82dB未満	0.25秒
82dB以上 82.5dB未満	0.5秒
82.5dB以上 83dB未満	1秒
83dB以上 83.5dB未満	2秒
83.5dB以上 84dB未満	4秒

84dB を含み、84dB を越えるドライバーはレースから除外される。

#### 5) 封印（マーキング）

封印（マーキング）が外れそうな（消えそう）状態になった場合は、事前に技術委員長に申し出ること。封印（マーキング）に関する故意の違反があった場合は、当該競技会を失格とする。なお、違反内容によっては当該年度シリーズの全得点を無効とする場合がある。

- a) 車検時においてエンジンの封印が実地される場合がある。封印後はエンジンの分解を行ってはならない。
- b) シリンダーヘッド・シリンダーナットに車検時の封印のための穴をそれぞれ1つ施さなければならない。
- c) 公式練習開始時間前までは技術委員長の承認のもとに封印の解除、及び再登録または再封印が認められる。

#### 第13条 公式練習

「JAF 国内カート競技規則」カート競技運営に関する規定第6章第23条に基づく公式練習を行う。ピットアウトしスタートラインを通過する前にコース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認められる。公式練習中のショートカットは禁止される。

#### 第14条 タイムトライアル

タイムトライアルは1ラップ計測もしくは5分間計測のどちらかで行うものとする。

- 1) 全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなくてはならない。  
参加しない場合はタイムトライアル失格とし予選ヒート最後尾となる。なお複数台ある場合はゼッケン順とする。
- 2) 1周計測の場合はゼッケン順のスタートとし、5分間計測の場合はこの限りではない。
- 3) ベストタイムが同タイムの場合は先にタイムを出した者を優先する。
- 4) 参加台数が26台以上の場合は2グループに分けて行う。  
予選を2グループに分ける場合は、Aグループをタイムトライアル奇数順位、Bグループを偶数順位とし、両グループより決勝出場者を選出する

#### 第15条 レースの方法

- 1) 1レースとして行う場合、タイムトライアル、予選ヒート、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。
- 2) ヒート1のグリッドはタイムトライアルの結果、ヒート2のグリッドはヒート1の結果により決定する。
- 3) 最終順位はファイナルヒートの結果をもって決定する。

**★シリーズポイントは、毎ヒートの結果により与えられるポイント(第7章 参照) の合計点数の累計により年間シリーズの順位が決定する。**

#### 第16条 予選ヒート周回数 (1レースの場合)

- 1) 10周（変更になる場合もある）
  - ①ペナルティがあった場合は、下位の順位降格される場合がある。但し最下位を限度とする。
  - ②失格者は出走した最下位となる。

#### 第17条 決勝ヒート、ファイナルヒートの周回数

- 1) 1レースの場合 決勝18周(変更となる場合もある。)
- 2) 2ヒート制の場合 ヒート1、ヒート2 各10周 (変更となる場合もある。)
- 3) ファイナルヒート周回数は以下の通りとする。(変更となる場合もある。)  
コマーフレッシュマン 13周 コマーEX,  
KT ミーティング、ヤマハ SS/SS ジュニア/SS レジェンド、  
カデットオープン MAX ノービス 15周

#### 第18条 スタートの方法

- 1) 開催全クラス

ヒート1、ヒート2、ファイナルヒートともローリングスタートとする。

コース上のグリッドよりスタートナーの合図によりエンジンスタートしフォーメーションラップが開始される。フォーメーションラップ中は、蛇行運転、隊列に遅れた為のショートカット、速度を落として隊列が来るのを待つ行為も禁止される。またオーガナイザーが定めるポジション復帰禁止区間での追い越し、割り込みは禁止され、これに違反した場合は当該ヒート失格となる。フォーメーションラップ中、隊列を乱す者があった場合は白／黒旗が掲示される。フロントローでそれが繰り返された場合は、赤旗停止後、

最後尾に繰り下げられる場合がある。またフォーメーションラップ中、前方の車両がいなくなってもグリッドを詰めてスタートすることは許されない。これに違反した場合はペナルティの対象となる。またスタートライン手前25mに引かれたイエローラインを越えるまでは加速してはならない。スタートの合図はシグナルまたは日章旗とする。スタートの合図があってもスタートラインを通過するまでは車線変更、追い越しは禁止される。スタートに不備があった場合はミススタート旗が掲示される。この場合は各自、片腕を頭上高く上げスピードダウンし元のスタート時のポジションに戻らなければならない。またフォーメーションラップ中に隊列から大きく後れ、白地に赤バッテンのボードが示された者及びピットインした者は隊列の最後尾に着かなければならない。

このとき複数台ある場合は先着順とする。

## 2) コマーエンジョイ (参考レース)

予選、決勝ともスタンディングスタートとする。

コース上の定められたグリッドよりグリーンフラッグの合図のもと1周のフォーメーションラップを行い所定のグリッドへ戻り一旦エンジンを切る。但しフォーメーションラップ中、コースアウト等で大きく遅れた場合は所定のグリッドへ着く事はできず最後尾に着かなければならない。複数台ある場合は到着順とする。またフォーメーションラップにも参加できない車両はピットスタートとなる。フォーメーションラップ開始後、3台以上の停止車両が発生した場合は一時中断し回収を行う。回収された車両はピットスタートとする。スタートの合図はシグナル又は日章旗としシグナルの場合は青のシグナルの点灯でスタートとしフラッグの場合は日章旗が振られた時点でスタートとなる。この場合シグナル点灯、振り下ろしより先にスタート(動いた)した場合はフライングとなりペナルティが科せられる。スタート後大きなアクシデントがあった場合、赤旗を用いてレースを中断する場合がある。それが予選、決勝であっても周回数の60%以上走行している場合は赤旗が掲示された1周前の順位を結果とする。

## 3) コマーエキスパート、コマーフレッシュマン、(参考レース)

①同様ローリングスタートとする。(第3章18条1)と同等とする。)

## 第19条 その他に関する一般事項

- 1) 信号(フラッグ含む)については「カート競技会運営に関する規定」第3章第13条に従うものとする。但しスタートの合図はオーガナイザーの旗もしくは信号を用いる場合がある。
- 2) 走路審判員が反則または走路妨害行為とみなしたものに対してはペナルティが科せられる。さらにその行為が2回以上に及ぶ場合は失格とする。
- 3) ドライバーはルールに則ったドライバーサインをすること。  
①ピットイン、ピットアウトのサインは片腕を頭上高く上げること。  
②コース上で停止した場合のサインは、両腕を頭上高く上げ大きく振ること。  
③スローダウンするドライバーは片腕を高く上げる。

## 第20条 レースの終了

- 1) レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内にカートが自力で同ラインを通過したものは、そのラップが加算される。完走者となる為にはチェックに関わらず規定周回数の2分の1以上を完走しなければならない。
- 2) レースの順位は次の順位により、周回数の多い順に決定される。  
①チェックを受けた完走者(規定周回数の2分の1以上)を完了しチェックを受けたもの。  
②チェックを受けていない完走者(規定周回数の2分の1以上を完走したがチェックを受けなかった者)  
③不完走者(チェックに関わらず、規定周回数の2分の1以上を完走していない者)  
④同周回数の場合はその周回を先にコントロールを通過した者とする。  
但し共に0周の場合はそのヒート、スタート時のグリッド順とする  
⑤レース(ヒート)周回数の60%以上が消化された場合。当該ヒートが成立する。

## 第4章 ピットに関する事項

### 第21条 ピットイン、ピットアウト

ピットアウト、ピットインする車両はイエローライン、ホワイトラインを踏んだり、カットしてはならない。またピットインした車両はピットロードを徐行し、必ずピットストップ

ブレーエンジンを停止しなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となる。但しペナルティなどでドライブスルーなどの場合はこの限りではない。ピットアウトの車両もピットロードは指定された場所まで必ず徐行しなければならない。

## 第22条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない。またピット内での作業し得るものは、該当するクラスに出場しているドライバーと登録されたピットクルーのみとしピットクルーは指定されたピットゼッケンまたはクレデンシャルを着用しなければならない。

ピット内、パドック内でのエンジンのウォーミングアップ(エンジン始動)は禁止される。これに違反したドライバーはペナルティが科せられる。走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合はピットクルー1名に限り、各自のピットエリアにおいてのみ表示する事ができる。またレース中の燃料補給は禁止される。

## 第23条 ピットクルー

「JAF 国内カート競技規則」「カート競技会参加に関する規定」第3章18条に基づきピットクルーの行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するが、レース中における場合ドライバーに直接統括の責任があるものとしピットクルーによる規則違反は当該ドライバーに対する黒旗の指示となることがある。

## 第24条 ピット

ピット内における火気の使用は一切禁止される。

ガソリンの保管は20ℓ以内の消防法に適合した金属製の携行缶でなければならない。

## 第25条 レース中のピットクルー

レース中、ピットクルーは自己のピットを離れてはならない。

## 第26条 車両保管

レース終了後の車両保管及び車両検査は次の通り行う。

- 1) 全車車両保管及び再車検を行う。保管が解除になったカートはエントラント、出場者及び関係者が速やかに引き取らなければならない。
- 2) 技術委員はスタートした全ての車両に関し、車検を行う権限を保有するものとする。技術委員は検査を行う際は、エントラントもしくはその代理人が責任を持って車両の分解組み立てを行わなければならない。ただし関係役員、エントラント及びドライバー以外は車検に立ち会うことはできない。
- 3) 技術役員が行う本条項の検査に応じない場合は失格とされる。
- 4) 車両保管は30分以上、所定の場所で行われる。
- 5) 大会競技中の違反は競技長によって勧告され、大会審査委員会によりペナルティが科せられる場合がある。
- 6) 大会審査委員会は、状況に応じて罰則を強化、軽減することができる。

## 第5章 ペナルティに関する事項

### 第27条 ペナルティ

ペナルティには次に上げる種類がある。

- ①警告
- ②ラップペナルティ
- ③降格ペナルティ
- ④失格

- 1) 警告は、その必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。
- 2) タイムペナルティはタイムトライアル中のイエローフラッグ無視等に科せられる。
- 3) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に対しヒート毎に科せられる。
- 4) 降格ペナルティは失格にならない程度の違反に対してヒート毎に科せられる。
- 5) 失格は下記の違反の行為にも科せられる。
  - ①違法または不当に得たアドバンテージ。
  - ②故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為。
  - ③与えられたオフィシャルの指示を故意に無視した場合。
  - ④与えられたフラグサインの無視。
- 6) 燃料の違反が発覚した場合は検査に伴う費用は本人が支払うものとしそれまでの全てのポイント、賞は剥奪され返却しなければならない。
- 7) 大会競技中の違反は競技長によって勧告され、大会審査委員長によりペナルティが科

せられる場合がある。

8) 大会審査委員会は、状況に応じて罰則を強化、軽減することができる。

## 第6章 抗議に関する事項

### 第28条 抗議の方法と取り扱い

抗議の方法及び取り扱いについては、「JAF 国内カート競技規則」第13章に基づき書面をもって抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して、大会審査委員会に提出するものとする。

### 第29条 抗議の提出制限時間

本大会に関する抗議は、「JAF 国内カート競技規則」第13章に準ずる。

1) 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後とする。

2) 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了30分以内とする。

3) 競技の成績に関する抗議は、その発表後30分以内とする。

4) クローズド格式のクラスは定められた費用を添えて抗議文と共に競技長に提出する。

抗議料 20,300円 (全クラス)

5) 参考レースによる抗議は一切受け付けない。

## 第7章 成績及び賞典に関する事項

### 第30条 得点基準(賞典内容は別紙参照)

本カートレース出場のドライバーに対して与えられる得点は、次の得点基準を適用する。

得点は、下記の内容で与えられポイントの制限以外の選手にはエントリーポイント(10位以下には1点)が与えられる。

1) レースの成立 各クラスとも3台以上あった場合にシリーズレースが成立する。

性能が近似したクラスは混走となる場合がある。この場合の部門は主催者が決定する。

2) 混走するクラスの賞典は別賞典とする。

3) 有効ポイント6戦のうち5戦を有効とする。

出走台数による賞典

出走台数	賞典
3台	1位
4台	2位まで
5台	3位まで
6~9台	4位まで
10~14台	5位まで
15~19台	7位まで
20台以上	10位まで

タイムトライアルポイント

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位以下
ポイント	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

ヒート1及びヒート2ポイント

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位以下
ポイント	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

ファイナルヒートポイント (第4戦および第6戦のポイントは1.25倍となる。)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位以下
1.2.3.5戦	20	15	12	10	8	6	5	4	3	2	1
4戦・6戦	25	18.75	15	12.5	10	7.5	6.25	5	3.75	2.5	1.25

10位以下の選手にはエントリーポイント1点となる。4戦及び6戦も10位以下の選手は1.25点未出走の場合は0点となる。また失格の選手は各ヒート1点のポイントとなる。

再車検時において車両違反が発覚した場合は全てのヒートポイントが1点(エントリーポイント)のみとなる。

上記の合計ポイントにより年間シリーズの順位が確定する。

同点の場合は上位入賞回数が同一の場合は最終戦上位の者とする。

- 4) 10位以下の出場選手に1点のエントリーポイントが与えられる。  
(出場選手とは公式練習に参加した選手を指します。)
- 5) ポイントの減額、参加台数が下回った場合はポイントが減額される(主催者発表)
- 6) シリーズの成立、6戦のクラスは4戦が成立しなかった場合は無効となる。
- 7) 年間シリーズに4戦(4大会)に参加しなかった場合はシリーズのポイントは無効となる。

★茂原年間シリーズ賞 コマーEX、YAMAHA カデットオープン、YAMAHA-SS／SS ジュニア SS レジェンド TIA／TIA ジュニア、レディス(SL レースに準ずるクラス)

①年間参加台数 30台以上	・・・	<u>シリーズ優勝</u>	1年間無料走行、
		<u>シリーズ第2位</u>	半年間無料走行
		<u>シリーズ第3位</u>	3ヶ月間無料走行

②年間参加台数 18台～29台	・・・	<u>シリーズ優勝</u>	半年間無料走行、
		<u>シリーズ第2位</u>	3ヶ月無料走行
		<u>シリーズ第3位</u>	2ヶ月間無料走行

### ③年間参加台数 17台以下・・・年間シリーズ章典なし

注、1年間は1月1日から1年間、6ヶ月、3ヶ月間は希望する日からとし翌年に繰り越しができない。(走行には登録料として別途1日500円がかかります。)

### ◎シリーズ特別賞 SL該当クラス

ヤマハ KT100 (SD または SEC ベース) エンジン1基が贈呈される。  
但し参加台数が年間合計30台を下まわった場合は贈呈されない。

SL 全国大会に招待される選手は第4戦(8月16日)までのランキング1位の選手となる

★ 該当するクラスに参加するランキング1位の選手には特別報奨金 50,000円が支払われる

※第5戦(10月4日)までの参加総台数が25台以下の場合は減額して特別報奨金 20,000円を支給する。

### ★茂原ステップアップサポートについて (SL 対象クラス/コマークラス)

上記①の入賞者(1位～3位)には茂原特別サポート賞として以下の①、②の権利を有する事となる。

①他コースに参戦する場合の以下のいづれかの参加費を一部サポートする(毎戦5,000円)

対象レース: JAF カート選手権(ジュニア、地方、全日本)、各コースシリーズのメインレースいづれか1レースを選択する。

### ②ウィナーズマネー

上記①で申告したレースに参戦し優勝した場合、ウィナーズマネーを支払う

※決勝レース出走台数により決定する。

30台以上…20,000円 20～29台…10,000円 10台～19台…5,000円

※上記の権利を得るために別途 サーキットと契約を交わしてからのサポートとなります。

契約は翌年1年間とします。

レースプログラム、リザルトにはチーム名の後に(茂原 TC)を必ず記載する事が条件。

レース終了後はレースレポート、リザルトを1週間以内に提出する事も条件とする。

## 第8章 その他の一般事項

### 第31条 損害の補償及びレンタル品

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。
- 2) エントラント、ドライバー、ピットクルーはコース所有者及びオーガナイザー、大会役員が一切の賠償責任を免除されていることを了解しなければならない。

### 第32条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは下記の権限を所有するものとする。

- 1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。

- 2) 大会冠スポンサーの広告を参加車両に貼り付けさせる事ができる。
- 3) やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかつたドライバーの登録、変更について許可することができる。
- 4) 全てのエントラント、ドライバー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映像を報道、放送、出版に使用する権限を有し、この権限を第3者が使用することを許可できる。

### 第33条 中止、延期、変更

「JAF 国内カート競技規則」カート競技会組織に関する規定第1章第6条に基づき、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還される。ただし保険料は返還されない。

なお、エントラント及びドライバーは、これによって生ずる損失についてオーガナイザーに抗議をする権限を保有しない。さらにオーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限も合わせて保有するものとする。

これに対する抗議は認められない。

### 第34条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示等で本規則発表後に生じた必要事項は公式通知によって公示される。

- 1) 大会事務局に掲示される
- 2) パドックの掲示板に掲示される
- 3) ドライバーズミーティングで指示される。
- 4) 緊急の場合は場内放送で通告される。

## 第9章 エンジン及びカートに関する事項

### 第35条 シャシー、エンジン及びタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジン、タイヤは車両申告書に登録済みの物のみとし下記の個数が認められる。

シャシー 1基

エンジン 1基 (但し登録エンジンに問題が生じた場合は技術委員長確認のもと変更することが出来る。但し該当クラスの走行 20 分前までとする。)

★交換後のグリッドポジションは最後尾スタートとなる。また複数台の場合は申告順となる。

タイヤ ドライ 1セット レイン 1セット

### 第36条 最低重量

YAMAHA - SS	145Kg	YAMAHA レディス	145kg
YAMAHA - SS レジェンド	150Kg	MAX ノービス	160Kg
YAMAHA - SS ジュニア	135kg	KT ミーティング	145kg
TIA	140Kg	レンタルクラス	145kg
TIA ジュニア	130Kg	コマーフレッシュマン	85kg
YAMAHA カデットオープン	110Kg	コマーエキスパート	90kg
YAMAHA レディス	145Kg		

### 第37条 ゼッケンナンバー

「JAF 国内カート競技車両規則」第9条1、及び第28条に従って、前後及び側方から明瞭に識別できるよう、競技ナンバーを取り付けなければならない。

側方のナンバーは最小高15cmとする。なお、前方にはフロントパネルを装着しなければならない。

ナンバープレートの色は次の通りとする。

部 門	ベースの色	文字の色
ヤマハ SS	黄	黒
SS レジェンド/レディス	黄	黒
ヤマハカデットオープン	白	黒
ヤマハ SS ジュニア	黄	黒
KT ミーティング/レンタル	黒	白
MAX ノービス	黄	黒
COMER エキスパート	黄	黒

COMER フレッシュマン	黒	白
TIA/TIA ジュニア	青	白

ナンバーは1～3は前年度のシリーズ順位とし、希望ゼッケンは受け入れられない。  
但し上位入賞者で他のゼッケンナンバーを希望したい該当者は変更することができる。

第1戦のみ無料配布とする。(希望ゼッケン以外)

※希望ゼッケンは1週間前までの先着順とし、受け入れられないゼッケン番号もある。

※希望ゼッケンは主催者に確認の後、各自でその部門の色に合わせて用意する事とする。

## 参考書体 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 0

※前後プレートは21～22cm角 サイドボックスは15cm角とする。

字体は幅2cmの字画で最小高15cmとする

### 第38条 吸気消音器

SLクラスは4月1日以降ヤマハ純正製吸気消音器を取り付けなければならない。  
尚この吸気消音器の改造は許されない。

### 第39条 ボディワーク

「JAF国内競技車両規則」第2章第9条に従ったサイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネルを必備とする。なおサイドボックスはシャシーに最少2ヶ所で強固に固定されていなければならない。

### 第40条 燃料

「JAF国内競技車両規則」第2章第25条に則った通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなくてはならない。

ガソリン及びオイルについては予告なく抜き打ち検査を行う場合がある。

この場合エントラント、参加者は必ずその指示に従わなければならない。

## 第10章 クラス別競技車両

### 第41条 YAMAHA-SS/SS ジュニア/レディス/SS レジェンド

#### 1) エンジン

エンジンは国内仕様のヤマハ KT-100SD、SEC とし改造は一切禁止され一般市販状態でなければならない。(2020年SL規定に準ずる) 使用するエンジンは車検時に封印されるクラッチは2020年SL規定に準ずる。

#### 2) キャブレター

WB3A、WB21、WB33 でなければならず改造、部品変更は一切禁止される。

またヤマハ純正、26.0Φmmのジョイントキャブレターを装着しなければならない。(品番指定 787-13586-00) SS ジュニアは 19.8Φmm のテーパージョイント装着とする。

品番指定 7YA-13586-00(公差±0mm)

#### 3) 点火系統

いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。ただしプラグキャップの交換はKT100J、S、SP、YZ80、85、125のものの使用が認められる。

①スパークプラグ、電極は1つで、発火部形状はプロジェクトタイプ(突き出し)タイプかスラントタイプ(斜方)タイプの市販されているものとする。サイズはネジ部がΦ14mm ×長さ19mm以下のものに限定される。ガスケットの削除、追加も認められない。

#### 4) クラッチの改造は認められない。(2020年SL規定に準ずる)

5) 排気系統、エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサーは、ヤマハ純正品とし改造は一切禁止され市販状態でなければならない。ただしエキゾーストガスケット、ジャバラは純正部品以外の使用が認められるがジャバラ、または鉄管などで中に整流版や口径や内径を絞るようなものは禁止される。

6) シャシー 「JAF国内カート競技車両規則」第2章に合致するもので、下記の細目を満たしていかなくてはならない。

①シャシーSL規定、自由、フロントブレーキ禁止

リアアクスル 50Φmm 以下

②JAF規定フロントブレーキ禁止

③フロントフェアリング、サイドボックス、フロントパネルを必備とする。

- ④一般市販品の範囲で変更自由。メーカー純正品または CIK 公認一般市販のリアプロテクション必備。
- ⑤吸気消音器は CIK/FIA 公認またはヤマハ純正品とし切削・加工・改造は禁止  
1つの吸入径は  $23\Phi\text{mm}$  以下とする。但し4月1日以降は第9章38条とする。
- ⑥ホイールハブ 改造、変更とも自由
- ⑦ホイール 一般市販品でモデル、材質の変更は自由、  
タイヤを付けた最大幅  
フロント  $135\text{mm}$  リア  $215\text{mm}$  であることとする。
- ⑧タイヤ SS/レディス ドライ ブリヂストン SL-17  
レイン ブリヂストン SL-94  
SSレジェンド ドライ ダンロップ SL-FD  
レイン ダンロップ SL-W2  
SSジュニア ドライ ダンロップ SL-FD  
レイン ダンロップ SL-W2
- ⑨最低重量 YAMAHA - SS/レディス  $145\text{kg}$  / SSジュニア  $135\text{kg}$   
SSレジェンド  $150\text{kg}$

#### 第42条 KT ミーティング

エンジンは KT100SEC、SC とし改造は一切禁止され  $14.5\phi\text{mm}$  のテーパージョイントを必備とする。

- ① 参加年齢、中学生以上、又はオーガナイザーが認めた者とする。
- ② その他の諸規則は上記第41条と同等とする。
- ③ リアバンパーはリアプロテクションを必備する。
- ④ タイヤは現在各メーカーから販売されている SL タイヤのみとする。  
但しセミハイグリップタイヤの使用は禁止される。
- ⑤ ドライブスプロケット、リアスプロケットは自由としチェーンのみ 219 使用とする

- ⑥最低重量  $145\text{kg}$

#### 第43条 レンタルクラス

ショップからのレンタルカートで参加するものとする。(マイカートは禁止される)

エンジンは KT100SEC/SC とし改造は一切禁止され  $14.5\phi\text{mm}$  のテーパージョイントを必備とする。

- ① 参加年齢、中学生以上、又はオーガナイザーが認めた者とする。
- ② その他の諸規則は上記第41条と同等とする。
- ③ タイヤは現在各メーカーから販売されている SL タイヤのみとし新品タイヤは禁止される。(セミハイグリップタイヤの使用は禁止される。)
- ④ ドライブスプロケット、リアスプロケットは自由としチェーンのみ 219 使用とする。

- ① 最低重量  $145\text{kg}$

ウェイトを使用せず  $155\text{kg}$  以上ある場合は  $19.8\phi$  のテーパージョイントを使用することが出来る。

#### 第44条 YAMAHA カデットオープン (小学2年生以上~)

##### 1) エンジン

エンジンは国内仕様のヤマハ KT-100SEC とし改造は一切禁止され一般市販状態でなければならない。(2020年 SL 規定に準ずる) 使用するエンジンは車検時に封印される。  
セルスターター付 2020年 SL 規定に準ずる。

##### 2) シャシー

- ①シャシー SLO 規定 (SLO 登録フレーム内であればいずれのメーカーでも使用可能)  
SLO 登録車、ホイールベース  $900\text{mm} \sim 950\text{mm}$  チューブ径  $28\Phi\text{mm}$  以下  
リアアクスル  $30\Phi\text{mm}$  以下でフレームメーカー純正品全長  $960\text{mm}$  以下

- ②改造、変更。

寸法、形状、材質の変更禁止。スタビライザー等の補助装置の追加も禁止される。

(TIA 用フロントスタビライザーオプション品は可)

メインシートステー、シートサブステーの溶接、追加、位置変更は認められる。

- ③フロントフェアリング、サイドボックスを必備とする。

ボディワークは JAF 国内カート車両規則 9 条「ボディワーク」に準ずる。

- ④フロントブレーキ禁止
- ⑤ホイールハブ：一般市販品で変更とも自由、改造禁止
- ⑥メーカー純正リアプロテクションまたは一般市販のリアプロテクションを必備とする。
- ⑦ホイール ドライ用 リム幅フロント：130mm リア用：180mm  
レイン用 リム幅フロント：130mm リア用：180mm
- ⑧タイヤ ドライ 横浜 SL-J (ADJ)  
レイン 横浜 SL03
- 2) キャブレター：キャブレターはWB3A、WB21、WB33、改造、部品変更禁止。14.5Φ mm テーパージョイント装着（品番指定 7YU13586-09）
- 3) 点火系統は、いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。ただし プラグキャップの交換は可とする。（ただしヤマハ純正とする）
- ①スパークプラグ、電極は1つで、発火部形状はプロジェクトタイプ（突き出し）タイプか スタントタイプ（斜方）タイプの市販されているものとする。サイズはネジ部がΦ14mm ×長さ 19mm のものに限定される。ガスケットの削除、追加は認められない。
- 4) クラッチ：フリーライン純正品とし旧型、新型とも使用可能、改造禁止とする。
- 5) 排気系統：エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサーはヤマハ純正品とし改造は一切禁止され市販状態でなければならない。但しエキゾーストガスケット、ジャバラは純正品以外の使用が認められるがジャバラ、または鉄管などで中に整流版や口径を絞るようなものは禁止される。

#### 第47条 MAX ノービス

- 1) エンジン  
ロタックス社製 FR125MAX としメーカー出荷状態、無改造とし一切の変更を禁止する。
  - ① 総排気量 124.8cc
  - ② リストリクター装着とする。排気に 22Φ mm の純正リストリクターを使用すること。
  - ③ 点火系統は如何なる改造も禁止される。
  - ④ クラッチはメーカー純正品に限る。加工、改造は禁止される。
  - ⑤ スキッシュの測定方法はRMCテクニカルレギュレーションの方法に沿って行われる。
  - ⑥ ラジエーター液は添加剤を含まない水のみの使用とする。
- 2) キャブレター：キャブレターは純正品とし一切の加工、改造は禁止される。
- 3) 排気系統：純正品無改造。公認書記載寸法通り。
- 4) マフラー：純正品無改造とする。
- 5) 吸気消音器 純正品のみ使用可能。加工改造禁止。レイン走行時のみ雨カバー装着可能。
- 6) シャシー 自由  
外装品とタイヤ位置規定については前後輪ともカウル等の外装品もしくはリアプロテクションの外端から1mm以上外に出ていること。
- 7) 競技ナンバー：  
  - ① カートは、前方、後方及び側方から明瞭に識別できるよう、競技 ナンバーを取り付けなければならない。
  - ② 競技ナンバーは、車検を受ける前にオーガナイザーが指定したナンバーを取り付けなければならない
- 8) タイヤ  
ドライ UNILLI (ロットナンバー無し。)  
レイン MOJO W2、W3  
公式練習より登録タイヤを使用すること。
- 9) 最低重量は 160Kg (ドライバー乗車時) 以上とする。
- 10) ギア規制 フロント 12 丁 リア 84 とする。

#### 第48条 コマー60

- 1) エンジン  
W60 (メーカー出荷状態、無改造とし一切の変更を禁止する。  
コマーの純正エンジンキャブレター（ティロットソン HL166）のみとする。  
改造不可、チョーク付とする。ただしニードル調整ノブの取付けは可能とする。
  - ①メーカー一般市販状態に限る。
  - ②最大排気量 61cc (メーカー出荷状態)

- ③点火系統は如何なる改造も禁止される。
  - ④クラッチはコマ一社製の一体型、バネ式2種類を使用可能とその改造は一切禁止される。
  - ⑤ケースベアリングは純正または一般市販されているベアリングの使用とする。
  - ⑥オイルシールは純正または一般市販されているものとする。
  - ⑦スキッシュ ピストンが上死点のとき、ピストンピン方向のどちらか片方が 1.0mm 以上のスキッシュエリアを確保していること。
- 2) キャブレター
- ①コマ一の純正エンジンキャブレター（ティロットソン HL166）のみとする。  
改造不可、チョーク付とする。ただしニードル調整ノブの取付けは可能とする。
  - ②吸気消音器  
キャブレターに100ccクラスの専用フランジを取り付けて CIK/FIA公認のノイズボックスの装着を必備とする。吸気孔の1つの孔の大きさは 22Φ mm以下とする。
- 3) 点火系統
- 点火系統は、如何なる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。  
ただしプラグキャップの交換は可とする。
- ①スパークプラグ、電極は1つで、発火部形状はプロジェクトタイプ（突き出し）タイプかスラントタイプ（斜方）タイプの市販されているものとする。サイズはネジ部が φ 14mm×長さ 19mm のものに限定される。ガスケットの削除、追加は認められない。
  - ②マフラー、コマ一社製純正の標準タイプを使用する。スポーツマフラー、エキゾーストの使用、その他一切の改造を禁止する。
- 4) シャシー
- ①全長 130cm 以上、150cm 以下、全幅 130cm 以下、ホイールベース 850cm～950mm(± 5mm)以下  
リアアクスル 30φ mm 以下の無垢シャフト、中空の場合は肉厚 4.9mm 以上、ブレーキは油圧式または、機械式ブレーキ使用(CIK/FIA 規格で 60 cc 専用シャシー)  
ホイールベース 850mm～950mm 以下 (± 5 mm 以下)  
タイヤ ドライ ダンロップ フロント SL-83 リア DL SL/J  
レイン ダンロップ SL-94 または SL - W2
  - ②ジュニアカート専用のフロントフェアリング、フロントパネル、サイドボックスを必備とする。
- 5) フロントブレーキは禁止される。
- 6) リアプロテクション装着は必備。

#### 第49条 ドライバーの服装

- ドライバーの服装は、競技会を安全に行うため装備の一部とみなされ車検時に技術委員の承認を得なければならない。
- ① ヘルメット：フルフェイスでなければならず、JIS-C 規格以上の規格に適合したもののが推奨される。(CIK/FIA 公認のジュニア用ヘルメットを推奨する)
  - ②レーシングスーツ:皮製もしくは JAF/CIK 公認のレーシングカートスーツの着用が義務付けられる。
  - ③グローブ：グローブは手首まで完全に覆うもので、皮製もしくは合皮とする。
  - ④シューズ：足首まで完全に包むものでペダル操作に支障をきたないものとする。(レーシングシューズが望ましい、また足首は露出しない様覆うこと)
  - ⑤安全のためジュニアクラス参加のドライバーはリブプロテクターベスト、ネックガードの着用を義務付ける。(中学生以下までとする。)
  - ⑥ヘルメット装着時のアシストフードの着用を推奨する。

#### 第11章 広告に関する事項

##### 第50条 広告

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告についてオーガナイザーは下記のものに關し抹消する権限を有し、かつドライバーは拒否することはできない。

- 1) 公序、良欲に反するもの。
- 2) 政治、宗教に關連したもの。
- 3) 本大会に關係するスポンサーと競合するもの

## 第12章 保険

### 1. 保険加入の義務

カートレースに参加する選手は必ず有効な傷害保険に加入していかなければならない。

#### 保険金の支払い方法

オーガナイザーの付保する保険とは別に SLO 安全協力会加入の保証が A1、C1 区分 死亡 2,000 万円、後遺障害 3,000 万円 入院 4,000 円/日 通院 1,500 円/日 B 区分 死亡 600 万円 後遺障害 900 万円 入院 1,800 円/日 通院 1,000 円/日のカート競技に有効な保険に加入していかなければならない。大会事務局が付保する傷害保険の内容及び保険金支払方法保険金額は、被保険者 1 名について以下の通りとする。

保険金額は被保険者 1 名について次の通りとする。

- (1) ドライバー保険金額 普通条件 1,000 万円  
(2) ピットクルー保険金額 普通条件 500 万円

A 死亡保険 事故の日から 180 日以内に死亡した場合保険金額全額(普通条件)支払われる。

B 後遺障害保険金額 事故の日から 180 日以内に身体の一部をなくしたり、その機能を無くした場合は、その程度に応じて保険金額(普通条件)の下記割合で支払われる。

(1) 終身自由を行うことができない場合	100%
(2) 両方の眼が見えなくなった場合	100%
(3) 腕または足(関節より上部)をなくした場合	60%
(4) 両方の耳が聞こえなくなった場合	80%
(5) ソシャクまたは言語の機能をなくした場合	100%
(6) 片方の眼が見えなくなった場合	60%
(7) 鼻を無くした場合	15~30%
(8) 片方の手の親指(指関節より上部)を無くした場合	20%
(9) 片方の耳が聞こえなくなった場合	30%
(10) 片方の耳を無くした場合	3~15%
(11) 片方の手の人さし指を無くした場合	8%
(12) 足の親指を無くした場合	10%
(13) 親指・人さし指以外の手の指を 1 本無くした場合	10%
(14) 親指以外の足の指を 1 本なくした場合	5%

前記の各号に該当しない不具発疾については保険加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく、身体の完全に破損程度に応じて、かつ前記各号の区別に準じて 50% 以内で保険金が支払われる。

#### C 入院保険金・通院保険金

障害の結果として平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要する時に支払われる保険金で平常の業務に従事することが出来るようになるまで 1 日について、入院の場合は 5,000 円、通院の場合は 2,500 円が支払われる。

D 手術保険金 入院保険金が支払われる場合で、事故の日から 180 日以内にケガの治療を目的に手術を受けられるとき [入院保険金日額] × [手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10 倍・20 倍・40 倍)]

#### E 付添看護保険金

入院保険金が支払われる場合で、所定の状態になり、医師が付添を必要と認めた期間に職業付添者(入院先の病院・診療所と雇用関係にある者を除きます)を雇い入れたとき [入院保険金日額] × 50% × [付添者の雇用日数(ただし事故日から 180 日以内の雇用日数が限度)]

#### F その他の規定

- (1) 入院保険金の支払いは 180 日を限度とする。  
(2) 通院保険金の支払いは 90 日を限度とする。  
(3) 事故による傷害については後遺障害保険金と重ねて支払われる場合はその合算額が支払われる。  
(4) 健康保険、労災保険その他の給付には関係なく、保険金は支払われる。

#### G 保険金請求についての必要書類

- (1) 傷害事故の程度を証明する所定の医師の診断書  
(2) 全治した時の医師の治癒証明書  
(3) 死亡診断書および戸籍謄本  
(4) 競技長の事故確認書
- |          |          |
|----------|----------|
| 傷害時事故の場合 | 傷害時事故の場合 |
| 死亡事故の場合  | 傷害、死亡とも  |

2020 年

【抜粋】 S L エンジン規定

エンジンは日本国内仕様の KT-100SD か KT-100SC または KT-100SEC(セル付き)とし改造は一切禁止され市販状態でなければならない。ただしカーボンの除去やキズ修正は研磨とみなされない限りの範囲で認められる。

なお、エンジンは 7YA・7YB・7YD・7YE・7YF・7YT・7YU 型に限られます。

対象商品＝シリンダーへッド、シリンダーボディ、シリンダーへッドガスケット、シリンダーガスケット、ピストンピン、ピストンピンクリップ、コンロッド、ベアリング類、クランク、クランクピン、オイルシール、クランクケース、ピストン、ピストンリング、コンロッドは下記のパート No に限る。

7F6-11651-00 7F6-11651-01 7F6-11651-02 164 系は使用可、397 は使用不可

●ピストン

ピストンおよびリングのオーバーサイズは純正部品への変更が認められる。

787-1163\*-16(または 06) 787-1163\*-15 (または 05) 787-1163\*-14 (または 04) 787-1163\*-13 (または 03)。および KT100FP 用の 7YG, KT100SP 用の J67 の使用が認められる。131-11633-00 ピストンピンは全ての指定ピストンと組み合わせできる。

J67-11633-00 ピストンピンは 787-1163\*-16 (または 06) 787-1163\*-15 (または 05) 787-1163\*-14 (または 04) のみ組合せができる。

●シリンダー

シリンダーボディは図 A 部に縦 10mm、横 16mm の座およびドライブ側に「7ET」とマグネット側に「Y3 または Y4」の浮き文字があるものとする。

シリンダーボディサイズは 52.61mm まで可能とする。シリンダーガスケットは純正の 7ET-11181-10 または SLO 公認調整用ガスケットとする。カデットクラス (2 クラス) は、純正の 7ET-11181-10 シリンダーへッドガスケットを 3 枚使用することとし再使用により厚さが 3 枚で 1.2mm 未満になったシリンダーガスケットの使用は不可とする。

●スキッシュエリア規定

カデットクラス (2 クラス) を除く全クラスでスキッシュエリアの確保が規制される。SL カートミーティングで使用する KT100 エンジンの、ドライブ側と、電気側の両サイドのスキッシュエリア数値 2ヶ所を計測し、その数値の合計が 4.5mm 以上あることとする。メーカー出荷状態で装着されているシリンダーガスケット (品番 7ET-11181-10) 1 枚の状態で数値が確保できない場合は、メーカー純正の 7ET-11181-10 ガスケットまたは、SLO 公認 (銅製の 3 種類) 調整用ガスケットのいずれかを用いて、スキッシュエリア数値を規定内で確保すること (枚数に制限なし)

「指定調整用ガスケット」

1. ヤマハ純正 (7ET-11181-10)

2. SLO 公認

0.05mm・0.1mm 0.2mm の 3 種類 (銅製)

\* 使用例

調整用のガスケットは指定されたものであれば枚数や組み合わせに制限はありません。

1. 純正のアルミガスケットのみを 1 枚か 2 枚以上入れて調整
2. 純正のアルミガスケットと SLO 公認の調整用銅ガスケット (サイズいずれか) を組み合せて調整
3. SLO 公認の調整用ガスケット 3 種いずれかを組み合せて調整

\* 測定方法

プラグホールから 3.0Φ mm 以上のハンダを注入し、排気ポートに対し直角方向の指定された箇所 (ドライブ側または電気側) にセットし、クランクシャフトを 1 回転させ潰れたハンダの厚みの合計が 4.5mm 以上あればスキッシュエリアの検査は合格とする。

●シリンダーへッド

シリンダーへッドは YAMAHA 浮き文字があり、改造防止のフライス加工、下図 B を追加したものに限られます。クランクケースについては 7YA・7YB・7YD・7YE・7YF・7YT・7YU 打刻 No のものに限られます。また底部に「7ET」の浮き文字があるものとします。ただし部品販売については同仕様のものとします。クランクシャフトは KT-100FP 用(7YG)のも、及び KT100SP 用(167)のクランクシャフト大端ベアリングおよびクランクサイドベアリングの使用が認められる。コンロッドは大端規制方式に限られます。

プラグキャップは、KT-100J、S、SP、YZ80、85、125 のものの使用が認められます。

### ●クラッチ

クラッチを装着する場合は、乾式 SL クラッチまたはヤマハクラッチを必備とし、改造・加工は不可とします。構成部品は全て純正部品とし、他メーカーの部品に交換することは禁止されます。湿式のクラッチシューは、7YB-16623-00 とし、表面に溝のないタイプの物とします。

クラッチハウジング、クラッチシューに回転を円滑にするためのオイルやグリス類の塗布は禁止される。クラッチハウジングのドライブスプロケットの歯車変更のための切削・溶接をともなう改造は禁止されます。クラッチ付きエンジンを搭載しているカートはカットオフ装置を必ず備えていることとします。この装置は、ドライバーがカートを運転中、正常に着座して容易に操作し得るように設けられていなければなりません。

SL クラッチの場合、ドライブスプロケットは、カデットオープン、TIA ジュニアクラスにおいては 219 × 10 丁または 11 丁の「フリーライン SL」の刻印が入っているものに限り使用できる。

ヤマハ TIA、SS オープン、スーパーSS はフリーライン製以外の使用も可とし歯数の制限はありません。SL クラッチガード（ハウジングカバー）および SL クラッチにおいては SL クラッチプロテクター（サポートおよび SL クラッチガード）を取り付けなければならない。

### ●セルモーター

セルモーター部品は全て純正品でなければならず、改造は一切禁止される（カーボンブラシおよびブラシワイヤーの補修は可）

### ●スターター

リコイルスターターの装着は認められます。RC-100JF、J、SC のリコイルスターターをボルト、ナット、で取り付けることが可能です。（取り付けのためにエンジン自体を切削したり、溶接したりすることは禁止される）

### ●吸気系統

使用できるキャブレターは WB3A・WB21・WB33 で改造は一切禁止される。但し、キャブレター部品について相互交換および YAMAHA 純正部品との交換は認められる。また、チョーク付きのものについてはチョークレバーを取り外したりチョーク孔を埋めることは認められる。

アルミのプレート（プレート 1 : 7YA-14346-00）の取付けは禁止され各種ジョイントキャブレターの前後はガスケットが取り付けられること。（メーカー出荷状態で装着されている場合は取り外すこと）

対象部品=キャブレターASSY、キャブレターガスケット、ジョイントキャブレター、マニホールド、ジョイントエアクリーナー

### ●インタークサイレンサー

全てのクラスの吸気消音器（インタークサイレンサー）は量産市販されている CIK/FIA 公認実績品の吸気消音器またはヤマハ純正吸気消音器を必備とする。吸気消音器本体の構成部品は純正品（取付け口のゴム部品を除く）であること。吸気消音器本体の構成部品の切削・加工・改造は禁止され 1 つの吸入チューブ径が 23mm $\phi$  以下とします。吸気消音器（インタークサイレンサー）本体にエアフィルターが内蔵されているタイプに関してはエアフィルターがメーカー出荷状態であることとしボディ本体やエアフィルターの切削・加工・改造は禁止される。ジョイントキャブレターマニホールド、ジョイントエアクリーナーは下記部品番号のものとし改造は一切禁止される。

ヤマハカデット／KT ミーティング 14.5Φ mm (7YU-13586-09)

ヤマハ TIA ジュニア 19.8Φ mm (7YA-13586-00)

ヤマハ TIA/SS/スーパーSS : 26Φ mm (787-13586-00)

全クラス：マニホールド (7TA-13585-00)

全クラス：ジョイントエアクリーナー (7YF-14453-03)

### ●点火系統

改造は一切禁止され市販状態とします。点火方式は TCI とし 7ET 系(ステーターと TCI ユニットが一体式)に限られます。ローター本体の改造も一切禁止され軽量化を目的とした削り込み加工などを防ぐため TCI ローターに寸法規定が追加される

① 市販状態のローター幅（厚さ）33mm、製造交差±0.5mm

② TCI ローターの直径 : 60 $\phi$  mm、製造交差±0.1 mm とする。

③ 寸法測下記①～③の 3ヶ所附近にて厚みと直径を実測する。

④ 幅を直径以外の個所でも、ローターに加工等の変更を加えることは違反改造となる。

b) 点火プラグは一般市販状態のネジ山長 19mm 以下のものに限られる。プラグワッシャーも含めて市販状態とし、ネジ山長の変更も禁止される。

プラグキャップは、KT-100J、S、SP、YZ80、85、125 のものの使用が認められます。

### ●排気系統

7YT型以降のものとし、改造は一切禁止され市販状態とします。

対象部品=エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサー、

エキゾーストガスケット、およびジャバラは純正部品以外の使用が認められます。

なお、エキゾーストジョイントはヤマハ純正品もしくはそれと同等なものとしエキゾーストパイプやマフラーとの段差を無くす様な内径に変化のあるものおよび整流板などが取り付けられたものの使用は禁止される。

### ●その他

純正部品以外の使用が認められるもの以下の通りとします。

プラグ、エキゾーストジョイント(ジャバラ)、エキゾーストガスケット、ボルト／ナット、(キャブレタ一部品を除く)ワッシャー、スプリング、キー(ローターキーを除く)、ブラケット、ワイパー、ホース、ホースクリップ、バンド、

### ●その他品番規制パート

2020年SLメンバーズブックの諸規則を確認下さい。

### ●外装品とタイヤの位置規定

JAF国内カート車両規則「ボディワーク」に準ずる。

別表(第7章 賞典)

台数	優勝	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位
20~	楯 走行券 3枚	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 2,000円引券

第8位	第9位	第10位
楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券	楯 割引券 1,000円引券

台数	優勝	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位
15~19	楯 走行券 3枚	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券	楯 割引券 1,000円引券
10~14	楯 走行券 3枚	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券		
6~9	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券			
5	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券				
4	楯 割引券 3,000引券	楯 割引券 1,000円					
3	楯 割引券 2,000引券						

ポールポジション賞 全クラス

タイムトライアルの結果による最上位者、但し参加車両が10台未満の場合は支給されない。

## 2020年シリーズ賞

① 対象クラス コマーEX、SS オープン、SS レジェンド、レディス、カデット、  
TIA/TIA ジュニア SS ジュニア

SL クラス	シリーズ1位	シリーズ2位	シリーズ3位
30台以上	KT100エンジン1基	—	—
	エントリーフィーの免除 (登録料は1,000円、 ピットクルーは別途1,000円)	—	—
	西コース1年間無料走行 (登録料は別途500円)	西コース半年間無料走行 (登録料は別途500円)	西コース3ヶ月間無料走行 (登録料は別途500円)
18~29台	西コース半年間無料走行 (登録料は別途500円) ※エンジン授与はなし	西コース3ヶ月無料走行 (登録料は別途500円)	西コース2ヶ月間無料走行 (登録料は別途500円)
17台以下	シリーズ賞なし		

コマークラスのエンジン授与については、KT エンジンまたはコマーエンジンのいづれかとする。  
上記の内容については特別規則書 第7章 第30条をご確認ください。

-----茂原ステップアップサポート-----  
シリーズ1位～3位のドライバーが対象

特別規則書 第7章 第30条

★茂原ステップアップサポートについて参照ください。